

平成 18 年度 都市税制改正に関する意見

平成 17 年 8 月

全 国 市 長 会

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、平成 18 年度までに三位一体の改革を確実に実現するため、税源移譲については、平成 18 年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施し、その際、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として、おおむね 3 兆円規模を目指すことが明記された。

税制改正や予算編成過程において基幹税による本格的な税源移譲を基軸とした三位一体改革を早期に具体化することが最も重要であるにも関わらず、昨年 11 月に示された政府・与党合意の三位一体の改革の全体像では、我々が提出した「地方の改革案」の多くの課題が先送りされたうえ、税源移譲額は 2.4 兆円が決定されるに止まっており、極めて不十分である。

地方自治体は現下の危機的な財政状況の下、福祉、教育、環境対策、都市基盤整備等、数多くの課題に直面している。その為、徴収体制の整備など自主財源の確保に努める一方、人件費の抑制、経費の削減、事務事業の抜本的な見直し、アウトソーシング等による自ら徹底した行財政改革に積極的に取り組みつつ、住民福祉の向上のため懸命の努力をしているところである。

国においてはこのような認識の下に、先送りされた課題について、地方の改革案に沿った改革を実現し、3 兆円規模の税源移譲を確実に実施するとともに、平成 18 年度の税制改正においても、地方自治体の意見を十分反映しつつ、地方分権時代に相応しい地方税財政基盤が確立されるよう、下記事項について必要な措置を講じるよう要請する。

1 三位一体改革による本格的な税源移譲の早期具体化

地方分権をより一層推進するに当たり、自主・自立できる地方行財政基盤を構築するためには、国から地方への基幹税による本格的な税源移譲の早期具体化が必要である。

(1) 3兆円規模の税源移譲の確実な実行

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」に明記されているとおり、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への 10% の比例税率化による 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。

その際、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な調整措置を行うこと。

さらに、税源移譲される個人住民税の姿と、その工程を早期に明示すること。

(2) 税源移譲の推進

地方分権を一層推進するため国・地方間の事務事業の配分割合と税源配分との乖離をできるだけ縮小するという観点に立ち、基幹税による本格的な税源移譲を実施し、税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築することが必要である。そのため、当面、国税対地方税の割合 1 対 1 の実現を目指し、平成 19 年度以降も継続して、消費税の地方消費税への移譲など抜本的な地方税制改革を早急に進め、都市税源の拡充強化を図ること。

(3) 地方交付税の確保

国から地方への税源移譲に伴う地方交付税の法定率分の減少額については、地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方交付税率の引上げ等により確実に確保すること。

2 都市税源の充実強化

(1) 個人住民税の充実確保について

市町村の基幹税目である個人住民税は、これにより地域社会の費用を住民が広く応能・応益負担している税であり、基礎的行政サービスを安定的に支えていくうえで極めて重要な税であることを踏まえて、市町村への配分の充実を図ること。

個人住民税均等割については、平成 16 年度の税制改正において、人口段階別の税率区分を廃止し、3,000 円に統一されたところであるが、これまでの 1 人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

生命保険料控除及び損害保険料控除については、その性格に鑑み、速やかに廃止するとともに、新たな政策的控除は行わないこと。

また、配偶者控除など人的控除などについても課税の公平・中立・簡素などの観点から見直しを行うこと。

個人所得課税の基幹税としての機能を回復する等のため、所得税において定率減税を廃止・縮減する場合には、個人住民税においても同様の見直しを行うこと。

個人住民税の徴収効率の向上及び高齢者に係る納税の利便性の向上に資するため、公的年金等からの特別徴収については、所得税や介護保険料において同様の制度が既に導入されていることを踏まえ、公的年金等からの特別徴収制度を創設すること。

個人住民税については、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年課税の仕組みを採っているが、所得発生時点と税の徴収時点との時間的間隔をできるだけ近づけ、本来の所得課税のあり方である所得の発生に応じた税負担を求めることとなるよう、所得税と同様の現年課税方式の可能性について検討すること。

(2) 法人住民税の充実確保について

法人所得課税については、都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等を考慮し、法人住民税としての市町村への配分割合を充実すること。

法人住民税均等割の税率を引き上げること。

日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入することとされているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来すなどの問題があるので、これらについて抜本的な見直しを行い、安定した税収入を確保できるように措置すること。

(3) 固定資産税の安定的確保等について

固定資産税は、都市の財政を支える基幹税目である。

固定資産税収は、平成 12 年度以降減収傾向が続いており、さらに、平成 18 年度の評価替えにおいては、地価や建築物価の下落等の影響により、大幅な減収となる見込みである。このことから、都市財政は、より一層厳しい状況に追い込まれることが必至であるため、税収の安定的確保を図るうえからも、特に商業地等の負担水準の上限については、現行の 70% は堅持すること。

宅地の負担調整措置については、課税の公平性の観点から、速やかに負担水準の均衡化が図られるような措置を講じるとともに、納税者がより理解しやすい課税の仕組みとなるよう制度の簡素化を図ること。

(4) 事業所税の充実確保について

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和 61 年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実確保を図ること。

(5) 軽自動車税の充実改善について

軽自動車の規格が、平成10年の改正により大型化・高性能化が図られたにも関わらず、軽自動車税の税率は、昭和59年度以降据え置かれたままであるので、自動車税との負担の均衡を考慮し、税率を引き上げること。

また、特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるので、徴税効率及び課税事務の向上のため、税率、課税方法、課税対象等の課税制度の見直しを早急に行うこと。

(6) 市町村道路財源の充実強化について

市町村道の整備水準及び市町村道に係る特定財源比率は、国に比し依然として低い状況であることに鑑み、市町村道路財源の充実強化を図ること。

(7) 航空機燃料譲与税の充実について

空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることに鑑み、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。

(8) 非課税措置等の整理合理化について

地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。特に、固定資産税については、他の事業者と不均衡が生じているものや、担税力のある者を優遇する結果となっている特例など、非課税措置、課税標準の特例措置等については、引き続き見直しを行うこと。

また、国税における租税特別措置についても、引き続き見直しを行い、地方税収を確保すること。

(9) 政令指定都市等に対する税制上の措置について

政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられており、地方分権改革のより一層の推進のためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税制上の特例措置を設けること。

(10) 県費負担教職員制度の見直しに当たっての財源措置について

市立小・中学校の教職員に係る給与費負担の政令指定都市等への移管に当たっては、義務教育費国庫負担金の改革全体の議論と一体で進めるとともに、学級編制や教職員定数、教職員配置等包括的な権限移譲を前提として、所要全額について、国及び道府県からの税源移譲により措置すること。

(11) 温暖化対策税制の導入について

温暖化対策税制(いわゆる環境税制)の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。

3 課税徴収事務の改善について

(1) 地方税における電子化の推進について

地方税の電子申告システムについては、その円滑な導入及び安定的運営により、利用者の増加が図られることが重要であり、地方公共団体共同のシステム構築及び費用等について、国及び都道府県の協力体制を維持すること。

社会保険庁からの公的年金等支払報告、国税庁所管の確定申告データ及び配当・報酬等の資料一覧データについては、紙に

より提供された一覧表等を基に改めて市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしていることから、これらのデータ提供については、電磁的記録媒体により行うこと。

(2) 税制の簡素化及び税務事務の効率化等について

都市税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくため、税負担の公平を確保するとともに、住民に分かりやすい簡素な制度とし、併せて納税者の事務負担の軽減等を図り、税務事務の効率化を図ること。

また、引き続き、課税の公平性を確保する等の観点から、固定資産税（償却資産）の課税に必要な国税申告資料の供覧等ができるように法定化を図るなど、国・都道府県との税務行政運営上の協力体制を充実すること。